

## 経営者の努力と運

『いやー、この商品。考えれば考えるほど売れるに間違いのないよね。思わず一人で大笑いしちゃったよ。』と、ある経営者。ご自分のアイデアに相当の確信を得た上での言葉でした。あれから数年、そばで見ているにも相当の努力を惜しみなく注ぎ込んでいますが、未だ成果は見られません。一方、『いや、必要な人は、必要な時にやってくるものだよ。』とは、引退、廃業を考えていた経営者。ある出会いから、あれよあれよという間に、会社の株式を途方もない高額で譲渡し、事業承継を成し遂げてしまいました。経営(商売)を長年やっていると、どんな努力をしても報われない時もあれば、特別な努力をしないのに大きな成果に恵まれる時があります。経営者であれば誰もが身に覚えのあることだと思います。残念ながら、一般に前者の方が多いかもしれません。そこで誰でも好運(=特に努力したわけでもないのに、ものごとが良いほうへうつこと[三省堂『国語辞典』])を願いますが、そうなる決め手というものはなかなか無いようです。



先日、地方の山奥の国道で大渋滞がありました。ある神社のお守りに大変な御利益があることをマスコミが取り上げて、渋滞は大勢の人がお守りを入手する為であったそうです。これは神頼みというやつですが、人は懸命に努力しつつも、いつも、どこかで、好運の巡り合わせを期待するものなのでしょう。

では、一体「運」(ここでは好運)とは、どんな人に、どんな時に多く訪れるのでしょうか。筆者の経験上で恐縮ですが、次のように思います。

- (1) 何かの決定に迷ったら、一定時間考えて必ず決定する。更に行動する。一日延ばしの先送りをしない。
- (2) 過度の用心をしない心構えを持つ。
- (3) 疚(やま)しいと思うこと(特に法的不正)は絶対にしない、等々。

また、好運がよく訪れる時機は、決して順調な時や平穏な時ではなく、物事が思い通りに運ばない窮極の状態に陥っている時かもしれません。そこから抜け出す工夫や努力こそが好運を招く可能性を高めているのでしょう。そして何よりも大切なのは、決して諦めない事です。結局人生±ゼロ、というぐらゐの開き直りかもしれません。(菅原治)

お仕事カレンダー	
2月 1日(木)	贈与税の申告・納付(～3月15日)
2月13日(火)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(1月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出
2月16日(金)	所得税確定申告(書面)の受付開始(～3月15日) 所得税確定申告税額の延納届出(～3月15日) 所得税及び復興特別所得税の納付(～3月15日 現金納付の場合)
2月28日(水)	12月決算法人の申告・納税、6月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 3月・6月・9月決算法人消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



**【第25回 医業経営懇談会のご案内】**

日時 : 2017年2月12日(月) セミナー: 13:00～ 懇談会 17:00～

場所 : ホテルハマツ 3F 会費 : セミナー3,000円(お一人様) 懇談会 無料

**参加の申し込みは弊社までご連絡ください!! TEL: 024-944-9222**

## 1月より変更となった採用時の労働条件の変更明示

深刻な人材不足の時代になっており、有効求人倍率をみると1.55倍（2017年10月分）とパブル期を超える水準が続いています。多くの企業が人材採用のために求人募集をしているかと思いますが、2018年1月より求人に関して、改正職業安定法が施行されています。以下では改正点の中から、労働条件の変更明示の取扱いについてとり上げましょう。

### 労働条件の変更明示とは

雇い入れの際に労働条件を明示する義務は労働基準法に規定されていますが、今回の改正職業安定法の施行により、求人募集で明示した内容を変更、特定、削除、追加するようときは、その内容を求職者が適切に理解できるように明示することが義務付けられました。これを「労働条件の変更明示」といいます。具体的には、以下のようなケースが該当します。

#### 変更

当初の明示と異なる内容の労働条件を提示する場合

当初：基本給30万円 基本給28万円

#### 特定

当初の明示の範囲内で労働条件を特定する場合

当初：基本給25万～30万円 基本給28万円

#### 削除

当初明示していた労働条件を削除する場合

当初：基本給25万円、営業手当3万円 基本給25万円

#### 追加

当初明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

当初：基本給25万円 基本給25万円、営業手当3万円

求人募集の際、基本給に幅を持たせて表示していることがありますが、具体的に基本給の額を決定する場合、の「特定」に該当します。また、当初、事務職で求人募集をしていたものの、本人の適性等を考えて営業職で採用し、営業手当を支給するような場合、これはの「追加」に該当します。採用選考を進める中で、求人募集で明示していた内容と異なってくることは往々にして出てきます。～に該当する場合の明示の必要性を理解しておきましょう。



### 労働条件の変更明示の方法

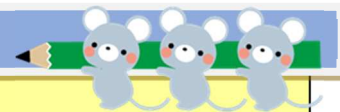
具体的な明示の仕方は、当初と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法が望ましいとされています。ただし、対照表示が難しいときは、労働条件通知書の中で変更された事項に下線を引く、着色する、脚注をつけるなどの方法も可能とされています。

なお、明示のタイミングは、労働条件の変更の確定後、可能な限り速やかに行うこととなっています。

労働条件の変更明示が適切に行われていない場合や、内容が虚偽であったり、当初の明示が不適切だった場合、行政による監督指導（行政指導、改善命令、勧告、企業名公表）や罰則等の対象となることがあります。そのため、どのようなケースにおいて、明示を行う必要があるのかポイントを押さえ、確実に実施していきましょう。（監修：三瓶博光）



## お 仕 事 備 忘 録



### 1. 固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。

期限は、市町村の条例で定める日です。

また、これらの変更に伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の様式が変更されています。

### 2. 確定申告（書面）の受付開始

2017年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月15日までです。

所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。

ただし、振替納付の場合の振替日は4月20日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は4月2日までです。消費税を現金で納付する場合は4月2日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月25日です。

### 3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

2014年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。

また2017年4月より、これまでの口座振替に加え、新たに現金・クレジットカード納付による2年前納が可能になりました。

従来よりある6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。

申込期限は毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

### 4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等は、口座振替による納付も可能です。

2018年度より口座振替にするには、2月26日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。